

記録管理の過去と現在

—— サン＝ドニ修道院証書集〈Cartulaire blanc〉の 電子テキスト化について ——

鈴木 道也*

キーワード：文書管理、歴史史料データベース、カルチュレール、記録と記憶

はじめに

現在インターネット上には、デジタル化された無数の文献データ（画像とテキスト）が公開されている。フランスの場合、国立図書館が展開する文献デジタル化プロジェクト〈Gallica〉によって、およそ七万点の所蔵文献がデジタル化されている。¹⁾ また中世史料研究において中心的な役割を果たしている CNRS 附属の歴史史料研究所 (IRHT) は、文化通信省図書・読書部と協同して、フランス国内の公立図書館に保管されている中世装飾写本のうち、400 点 80,000 枚の画像データベース化作業を終えている。²⁾ しかし画像形式ではなくテキスト形式での中世史料のデジタル化は、一部の文学作品を除けば必ずしも順調に進んでいるとはいえない。³⁾ 原因としては入力と校正に要する手間と経費の問題、あるいはテキスト情報全てをコード化することの難しさといった技術的な問題を挙げることができるが、そうしたなかでフランス国立古文書学校 (Ecole nationale des chartes) は、中世文書史料に関して現在 4 つの電子化プロジェクトを精力的に進めている。⁴⁾ サ

ン＝ドニ修道院が 13 世紀後半に制作した証書集 (カルチュレール: cartulaire) 「カルチュレール＝ブラン (Cartulaire blanc)」の電子テキスト化プロジェクトもその一つである。成果の一部はすでに国立古文書学校のサイト上で公開されており、そこには個々の証書に関する基本データだけではなく、関連する所領地図や年表も添えられ、さらに証書全体に対する用語検索機能も備えるなど、証書集に関する総合的なデータベースの構築を目指している様子がうかがえる。

ところで、近年このカルチュレールと呼ばれる史料類型に対して、中世人の歴史認識を分析する手がかりとして高い関心が寄せられている。過去の証書を転写してひとつにまとめるカルチュレールは、証書の目録と呼んでも差し支えない性格を有しており、中世人にとってみればそれは一種のデータベースであった。⁵⁾ したがって、現在進められているカルチュレール＝ブランの電子テキスト化は、いわば中世証書データベースを再データベース化しようとする試みであり、作業そのものが、記録の管理に携わる中世のアーキビストと現在のアーキビストの、あるいは中世と現代の歴史家たちの歴史記録管理法の違いについて、そしてさらには彼等

* 埼玉大学教育学部社会科教育講座

の歴史認識の相違について考える材料を提供してくれているように思われる。

そこで以下では、先ず最初に 13 世紀以降のサン＝ドニ修道院におけるカルチュレール編集の歩みを概観し (I)、次に国立古文書学校におけるカルチュレール＝プラン電子化プロジェクトの内容を具体的に紹介することで、情報化社会におけるアーキビストや歴史家たちの歴史史料との関わり方について考える (II)。そして最後に、中世後期にあって、サン＝ドニの修道士たちがどのような意図のもとにカルチュレールを制作したのか、電子化されたデータベースを利用しながら、記録管理に携わる彼等の意識とその実際について試論的考察を加えてみたい (III)。

I サン＝ドニ修道院の発展と 13 世紀におけるカルチュレールの編集

カルチュレールについて、国際文書形式学委員会は次のように定義している。「カルチュレールは、個人あるいは法人によって作成された、自らに固有に属する文書史料のコピーの集成であり、作成者は、冊子あるいはより稀には巻物に、その財産及び諸権利に関する権利証書及びその歴史或いは管理に関する史料を、その保存の確保及び参照の便宜のために、完全にあるいは時には抜粋の形で転写した、あるいは転写させたものである。」⁶⁾

サン＝ドニ修道院が、おそらく証書に関する「保存の確保及び参照の便宜」を目的として、今回紹介するカルチュレール＝プランを始めとする複数の証書集や証書目録を作成するのは 13 世紀に入ってからである。しかしサン＝ドニ修道院の歴史そのものはるか以前に遡る。

殉教者ドニの墓所に建立されたサン＝ドニ修道院は、7 世紀の設立以来、パリを拠点のひとつとするメロヴィング、カロリング、カペーといった歴代王朝の庇護を受け、イル＝ド＝フランス地方を中心に広範な特権と広大な所領を獲得し、フランス北東部を代表する有力領主のひとつ

つに成長していった。と同時にサン＝ドニ修道院は、フルーリ修道院やサン＝ジェルマン＝デ＝プレ修道院とともに、そして 12 世紀半ば以降はほぼ独占的に、カペー・ヴァロワ両王朝専属の修史家として活躍したことも良く知られている。1274 年に完成した『フランス大年代記 (Les Grandes Chroniques de France)』はその代表作である。⁷⁾

領主としての活動は寄進や売買に伴う数多くの証書を産み出し、また修史家としての活動に際しては数多くの写本を必要とすることになる。世俗的な活動の結果として、また宗教的知的活動の一大拠点として、修道院は膨大な量の写本や証書を所蔵していたから、修道士たちはそれらを維持管理するアーキビストとして活動することを必然的に求められた。『ルイ 9 世伝』の作者として知られるサン＝ドニ修道士ギョーム＝ド＝ナンジは、歴史家であると同時に「証書管理者 (custos cartarum)」でもあった。⁸⁾

にもかかわらず、サン＝ドニ修道院における証書集の制作は、他の修道院と比べ決して早くはない。すでに 11 世紀にはフランス各地の修道院で計 20 点以上の証書集が編集されていたことが知られているが⁹⁾、サン＝ドニ修道院で確認される最初の証書集は、12 世紀前半、シュジェールの修道院長在任期 (1122-51 年) に編集された『特権の書 (Livre des privilèges)』¹⁰⁾ である。これは 101 フォリオからなり、サン＝ドニ修道院に保存されていた「コンスタンティヌスの寄進状」を含む教皇勅書や皇帝勅書、あるいは国王勅書などを転写している。¹¹⁾ 次に、古書体学的分析から 1228/31 年頃に編集されたと推定され、1277 年作成の証書まで含むものが、『司祭のカルチュレール (Cartulaire de l'aumônerie)』¹²⁾ と呼ばれる 25 フォリオからなる小証書集である。この証書集については R. グロスが簡単な考察を加えている。彼は、『サン＝ドニ修道院年代記』に「1231 年に当時の修道院長が教会堂の再建を命じた」との記述あることから、多額の出費に備えて修道院が自らの経済

基盤を再確認する必要から証書集が作成されたのではないかとその背景を推測している。¹³⁾

これに続いて1277/78年頃に制作が開始され、1300年頃にその作業を終えたのが、カルチュレール＝ブランである。¹⁴⁾ 当時の修道院長はマシュー＝ド＝ヴァンドーム（在任1258-86年）で、彼は先任のアンリ2世が修道院を財政危機に陥れた責任で解任された後を受けていた。マシューと同時代に活躍したギョーム＝ド＝ナンジは、自らの著作のなかでマシューがこの財政危機を乗り切ったことを称賛しており、R.グロスは、この証書集に関しても、背景には財産管理、すなわち所領統治強化のため権利関係を整理・確認する必要性があり、それが証書集編集の動機をなしていた、と指摘している。¹⁵⁾ 証書集の具体的特徴についてはIII節に譲るが、その規模は先の二つの証書集に比べ著しく大部で、グラン・フォルマのサイズを持ち、2段組で約2,600通の証書が転写されている。そのなかには、後に挿入されたと思われる1302年及び1307年の日付を持つ証書も含まれている。

この後、1151年から1302年までの証書を含む『食糧係のカルチュレール (Cartulaire de la pitancerie)』¹⁶⁾ が制作されているが、この他13世紀後半から14世紀前半にかけてサン＝ドニ修道院では、個々の所領を対象に計16点のカルチュレールが編集されている。¹⁷⁾ しかしこの時期を過ぎると、以後サン＝ドニ修道院には新しいカルチュレールは現れない。証書集に代わって登場するのが証書目録（アンヴァンテル）である。

サン＝ドニ修道院初の証書目録は、先述のサン＝ドニ修道士ギョーム＝ド＝ナンジ自身がその編集に携わり、1287から89年頃に作成されたとされる『黒の旧目録 (Ancien Inventaire Noir)』¹⁸⁾ である。その内容は、基本的にはカルチュレール＝ブランに収められた個々の証書の概要一覧であるが、III節で検討するように記載形式にはいくつかの変更が認められる。14世紀初めに作られた『黄の目録 (Inventaire

Jaune)』¹⁹⁾ はこの目録をあらためて編集しなおしている。サン＝ドニ修道院ではこの後も何点かの目録作成が確認されており、14世紀前半、1320年から30年頃に編集された『黄の旧目録 (Ancien Inventaire Jaune)』²⁰⁾、16世紀前半の『1520年の目録 (Inventaire de 1520)』²¹⁾、そして17世紀末(1688年-)から18世紀初めに作られた『一般目録 (Inventaire général)』²²⁾ が知られている。

このようにサン＝ドニ修道院では、他の修道院からやや遅れて13世紀後半に突如としてカルチュレール編集ブームが起こるものの、それは早くも14世紀前半には終わり、以後の証書管理業務において中心的な役割を果たすのは、オリジナル証書の転写を伴わない目録であった。カルチュレール作成の動機を財政危機と結びつけるグロスの指摘は、証書集を用いた実務の実際が明らかにされていないため、いまだ仮説にとどまる。他方で、カルチュレールが特定の時期に集中して現れていることから、その編集の背景には、記録の管理・分類に対する修道士たちの考え方、意識の変化といった、実務レベルとは別の、例えば「過去に向かう心」といったような心性的要因を推測することも可能であるように思われる。修道士たちはいかなる配慮を持って証書集の編集にあたったか、現在進められているカルチュレール＝ブランの電子テキスト化プロジェクトは、はたしてこの問いに答えるものとなり得るのであろうか。

II 現代の記録管理—フランス国立古文書学校の試み

今回のプロジェクトの意義は、史料類型としてのカルチュレールへの注目が高まるなかで、その政治的影響力において中世フランス政治文化史上、決定的な重要性を有しているサン＝ドニ修道院の代表的な証書集が電子テキスト化されたということだけにとどまるものではない。資料的価値の大きさにもかかわらず、これまで

この証書集には校訂本が存在していなかった。そのため古文書学校の学生たちは、オリジナルの証書集に直接校訂作業を加え、紙媒体を経由することなく電子テキスト化を試みている。これは今後の史料刊行にも少なからず影響を与えるものとなるだろう。また同時に電子テキスト化は、必然的に歴史史料を文書館から、そしてアカデミズムの枠から広く全世界に開放していくことになるが、それは歴史家と史料との関係を大きく変えていく可能性をもっている。プロジェクトの遂行に際して、責任者である古文書学校教授 O. ギュヨジャンは、次のような5つの基本原則を定めているが、彼もこの点を強く意識しているように思われる。²³⁾

① **accessibilité** : 史料テキストへの多様なアクセス方法の提供 :

カルチュレールの分析に際して、先ずは伝統的な手法に基づく分析を保証しなければならない。すなわち、カルチュレールの構成通りに、最初の章から、そして最初の証書から順番に見ていくことが出来なければならない。それに加えて電子テキストデータベースでは、証書が対象とする地域や所領ごと、あるいは証書の作成年代順、さらには全文検索機能を用いた証書内容ごとの分析を可能とするような、並べ替えあるいはフィルタリング機能を加えることを目指している。証書を、対象とする地理的空間のなかに配置して分類・分析することが可能なように、個々の証書には対応する地図データが添えられている。また将来的には証書内容に関する索引の作成も念頭に置かれている。

② **interopérabilité, pérennité** : 電子化されたテキストの生命力の確保 :

入力したデータは消費されるものではなく、将来に渡って歴史学界で利用される恒久的な価値を持つことが望ましい。したがって史料テキストならびに史料情報の記述に際しては、TEI (Text Encoding Initiative) コンソーシアムが策定した DTD (文書型定義 : Document Type definition) を明示した上で、XML (eXtensi-

ble Markup Language) と呼ばれる、文書構造を記述するためのメタ言語を用いて記述を行っている。ちなみに我が国では国文学研究資料館が、「日本古典文学本文データベース」を XML で作成し、試験的に公開している。²⁴⁾ また、テキストデータのメタデータ化に際しては、ダブリン・コア (Dublin Core Metadata Element Set)²⁵⁾ を採用している。これによってデータの検索効率を高めるとともに、外部とのデータ交換を容易にすることが期待されている。

③ **automatisation** : データ入力作業における簡便性と連続性の確保 :

古文書学校は、長期に及ぶことが予想される本プロジェクトが今後も継続的に展開されるように、電子テキスト本文の入力や関連情報データベースの作成、そしてそのネット上での公開に際して、フリーソフトを積極的に活用している。例えばアプリケーションサーバーは Apache であり、データベースサーバーには Mysql を、またスクリプト言語には PHP をそれぞれ採用し、オープンソースソフトウェアによるシステムの構築を試みている。²⁶⁾ 加えてデータ入力作業を簡便にするために、RTF (リッチテキスト形式) で作成された文書をツールを用いて XML 形式に変換した上で、さらにこれを libXSLT などを用いて HTML 文書にすることも検討されている。²⁷⁾

④ **contextualisation** : 史料テキストのコンテキスト性の重視 :

史料テキストは、電子化されることで脱文脈化の可能性が飛躍的に高まる。もちろん電子化された証書集を一つのコーパスと捉え、その言語学的分析を進めていく作業は充分可能である。しかしこのプロジェクトにあっては、カルチュレールは証書 (acte) を分類の単位とし、証書中の一つの一つの言葉が文脈から完全に切り離されてしまうことのないように、データ検索においては、一証書 (acte) と関連情報が常に一体のものとして表示されるよう配慮されている。

⑤ **gratuité**：史料テキストデータ利用における無償性の保障

電子化された史料テキスト及び証書データベースの利用に際してライセンス等の購入は不要であり、また利用に際してIDやパスワードの登録も必要とされない。必要とあれば研究者がデータを紙媒体に印刷して使用することも許可されている。プロジェクトメンバーは、史料及び関連データを「国家が責任をもって公開し、すべての人に等しくそして常に開放されるべき公共財」とみなしており、プロジェクト・リーダーのO. ギュヨジャンも「オープン＝ソースの原則に従って、我々が電子テキスト化に際して開発した用いた全てのソフトウェアは、同様のデータベースの構築に際して無償で用いることが可能である」と述べている。²⁸⁾

さて、このような原則のもとで電子テキスト化されたカルチュレールとはどのようなものであろうか。以下にその一例を示す。

図1に示したのは、カルチュレールの19番目の章に分類されている修道院所領 Trembly 関連〈De Trambleio〉証書の第2番〈II〉である。左上に見える電子テキスト中の整理番号〈Tremblay 2〉は、原則的には証書集の番号に対応している。もちろん証書集のなかには固有の番号を持たない証書、あるいは同じ番号を持つ証書が存在しているが、その場合には、一つ前の証書番号にaあるいはbを付すことで(例：10a、10b)、史料番号と証書番号との間にズレが生じるのを防いでいる。

証書データは、まず冒頭に証書に関する基本情報が紹介される。校訂者によって証書概要が示された後、〈A.〉はオリジナル証書が存在する場合、その史料番号を紹介している。史料テキストに関して、当該証書集のオリジナル証書からの転写は、その精度の高さが評価されているが、今回は可能な限りで転写前のオリジナル証書との付き合わせを行った上で、電子化が行われた。この点はギュヨジャン自身が指摘して

いることであるが、興味深いことに残存するオリジナル証書は、そのすべてが一つのまとまりとして国立公文書館に収められているわけではない。サン＝ドニ修道院関連文書は基本的にはその多くが、「教会史料(Monuments ecclésiastiques)」として国立公文書館の整理系列Lに分類されているが、オリジナル証書調査の過程のなかで、証書のあるものは選ばれてK「歴史史料(Monuments historiques)」系列に、あるいはQ「(王国)所領(Domains)」系列に、そしてまたあるものはS「(パリ周辺)教会施設財産(Biens des établissements religieux)」系列にも分散している。これは証書の価値に対して当時のアーキビスト達が一定の判断を下していたことの現れである。カルチュレールのデータベース化作業は、中世と現代の記録管理の在り方だけではなく、近世から近代にかけての国家による記録管理に関しても様々な知見を与えてくれるように思われる。〈B.〉は、カルチュレール・プラン中の該当部分の位置を示している。

次に〈INDIQUÉ〉には、個々の証書が、サン＝ドニ修道院で後世に編集された『黒の旧分類』『黄の旧目録』『黄の目録』の3証書目録のどの部分に、どのような表記で位置づけられているかを示したものである。この部分を比較することで、個々の証書が時代を経るなかでサン＝ドニ修道院にとってどのようにその意味を変化させていったのか、「証書の歴史」を辿ることが可能になっている。

証書テキスト本文の部分は、省略されている固有名詞には推測される部分を()内で補ったり(例：H (ugo))、二語をひとつにまとめて記す(例：lidit, ladite...)古フランス語特有の表記はそのまま残すなど、通常の校訂作業と同様の表記方法を採用している。

こうして作成された電子テキストデータベースに関しては、「文書史料に関する伝統的な古書体学的文書形態学的分析とともに、証書集の統計学的、コーパス言語学的分析」の可能性も指摘されている。²⁹⁾ といえカルチュレール＝ブ



Regeste - Tableau de la tradition - Remarques - Texte de l'acte - Apparat critique - Notes - Documents annexes

Clémence, comtesse de Dammartin¹, renonce, après que le litige a été porté devant le roi de France Louis (VII), à toutes ses réquisitions sur la villa de Tremblay : taille en blé (tallia annone), relevances sur les porcs, vaches et bœufs, gîte exorcé à plusieurs reprises dans l'année. En compensation, Saint-Denis versera à la comtesse et à ses héritiers une rente de 10 livres parisis, le lendemain de la Saint-Denis.

A. Arch. nat., S 2324, n° 31.

B. Cart. blanc, t. I, p. 464a-b, n° II, « Carta comitisse de Donno Martino de Tremblaco ».

INDIQUÉ. Anc. inv. noir, p. 135a, n° II : « Clemente comitisse Donni Martini quomodo ipsa quitavit nobis quasdam consuetudines et exactiones quas ipsa et comites de Donno Martino solebant accipere apud Tremblayum, scilicet talliam annone, porcorum, vacarum et arietum exactionem, consuetudinem hospitandi sepius in anno in dicta villa et quicquid ibidem habere et exigere videbatur, ita ut in crastino festivitatis beati Dionysii sibi et heredibus suis redderemus annuatim apud Sanctum Dionysium X libras parisiensium » — Anc. inv. jaune, p. 239 : « Comtisse Donni Martini quomodo quitavit ecclesie Sancti Dionysii omnes malas consuetudines quas dicebat se habere apud Tremblayum, videlicet tallias, hospitaliones, porcorum, vacarum et arietum exactiones et annonam, cum isto signo + G + », — Inv. gén. I, n° 295, p. 337-338, « environ 1153 ».

L'acte, non daté, doit être rapproché du diplôme par lequel le roi Louis VII notifie la fin du litige, acte n° 10. Les deux documents, pourtant, présentent des divergences de fond non négligeables : celui-ci fait le point déclaré en suspens dans le diplôme royal (le droit à être accueilli en temps de guerre dans une forteresse, d'ailleurs récente aux dires de Suger), qui, de son côté, évoque bien la même rente compensatoire mais ne détaille pas comme celui-ci les coutumes abandonnées par la comtesse. Le présent acte pourrait procéder d'une nouvelle transaction avec Clémence, abandonnant implicitement sa dernière réclamation et rattachant les autres termes de l'accord ; il serait alors compris entre la date de l'acte royal et la disparition de la comtesse (on a retenu en tête, par prudence, cette fourchette large : en 1162, le roi investit du comté de Dammartin le jeune Aubry [II], fils de Clémence, mettant apparemment fin à la régence de la comtesse [Gallia christiana, t. X, Instr., col. 214]). Il est toutefois plus probable que les deux actes, du roi et de la comtesse, soient sensiblement contemporains et présentent l'accord sous deux jours différents : l'acte royal, moins concret, se souciant de mentionner un point non encore tranché ; la charte de la comtesse plus diserte sur les droits abandonnés.

On notera aussi que le litige n'est que la réactivation d'une contestation réglée, sensiblement d'ailleurs dans les mêmes termes, par Suger : « Cum eadem villa multis arganis a comite Donni Martini, videlicet exactione tallias, frumanti scilicet quinque modiorum quos ei pro pace concesseram, cum ipse talliam pro voluntate sua facere consuevisset, exactione arietum et hospitandi in villa multis vicibus in anno de rusticorum sumptibus premeretur, hanc pacem pro his omnibus cum comite fecimus ut tota villa in pace nobis remaneret absque exactione et consuetudine aliqua, et nos pro ejus homino decem libras singulis annis de marsupio nostro in octabis Sancti Dionysii ei daremus » (Euvres, t. I, p. 60-62). La communauté de certaines expressions pourrait donner à penser que le passage de Suger comme l'acte de Clémence s'appuient sur une première charte, périmée par le nouvel arrangement. L'accord à double détente conclu la première fois (une concession de taille, suivie de nouveaux envahissements ; un « abonnement » avec conversion en numéraire) remonte sans doute assez loin dans l'abbatit de Suger (1122-1151), qui présente aussi tôt après dans l'œuvre, composée entre 1144 et 1149 (ibid., p. LV-LVI), ses propres entreprises à Tremblay comme permises par cette clarification des droits de l'abbaye.

In nomine sancte et individue Trinitatis. Si ea que de jure ecclesiarum et servorum Dei rebus quoquo modo subtracta ab antecessoribus vel usurpata noscuntur ab heredibus et successoribus equitatis intuitu restituuntur, hoc illud procul dubio et ad eternam animarum salutem et presentis vite felicitatem prodesse non ambigitur. Quod salubriter recogitans, ego Clementia, comitissa de Donno Martino, cum liberis meis notum facimus tam futuris quam presentibus quod retroactis temporibus diu inter ecclesiam beatissimi Dionysii et me vel antecessores nostros comites de Dompno Martino non mediocriter versata est contentio pro quibusdam exactionum consuetudinibus quas in prefate ecclesie villa, Tremblaco videlicet, exigere consuevimus ; pro quibus cum regiam celsitudinem tam abbas quam monachi conquerendo sepius interpellassent, ad hoc tandem serenissimi regis Ludovici studio deducta res est quod ego et liberi mei omnes tam pro sanctorum martyrum reverentia et amore quam pro nostra salute, vel etiam domini nostri regis prece, omnes omnino consuetudines vel exactiones, talliam videlicet annone, exactionem porcorum, vacarum et arietum, vel hospitandi in eadem villa Tremblaco sepius in anno consuetudinem, vel quicquid ibidem usque in presens vel nos vel antecessores nostri habere videbamur vel exigere quocumque consuevimus modo omnino abbati et monachis sancti Dionysii in communi eorum capitulo imperpetuum relaxavimus, ea videlicet ratione quod pro his omnibus singulis annis in crastino festivitatis beati Dionysii decem libras parisiensium apud Sanctum Dionysium abbas nobis vel heredibus nostris persolvat. Que scilicet pacis compositio prius in presentia regis et procerum illius ab utraque parte concessa ne a nobis aliquando vel heredibus nostris infringi vel infirmari valeat, sed potius in futurum rata et inconculsa permaneat, presentis scripti paginam ob rei firmitatem sigillo nostro subterfirmari fecimus. Hujus rei testes sunt : ex parte nostra, Ansoldus de Claromonte et Petrus nepos ejus, Galterus de Alneto, Ivo de Monnevilla, Symon Morvillanus, Erchembaldus de Ermenovilla, Warnerius prepositus de Donno Martino ; ex parte monachorum, Willelmus *Brustin*, Willelmus *Barest*, Girardus nepos Sugerii abbas et Matheus frater ejus, Walterius de Graulido et Theobaldus *Bonemin*.

Apparat critique

ii Tremblaco B.

Notes

¹ Dammartin-en-Gaëlle (Seine-et-Marne, ch.-l. cant.). Clémence de Bar, fille de Renaud III de Bar, veuve (2) de Renaud comte de Clermont-en-Beauvaisis, mère d'Aubry I^{er} comte de Dammartin.

Documents annexes

- Tremblay : carte de position
- Finage de Tremblay

図1 電子テキスト化されたカルチュール＝ブランの例

ランに収められた証書の数は膨大である。学生を中心とした校訂、入力作業により、現在までのところ一応、修道院所領トランプリー (Trembly) とルイユ (Ruieil) の章に含まれる史料テキストデータは公開されているが、同様のペースで作業を続けた場合、作業終了とデータベースの全面公開は 2045 年頃になるとの予想が示されている。

以下 III 節では、既に公開されている二つの修道院所領に関する章を主たる対象に、またギュヨジャンンの先駆的研究を手がかりに³⁰⁾、カルチュレール編集に携わった中世修道士たちの過去認識について予備的考察を加えてみたい。

III 中世の記録管理 カルチュレール＝プランの基本的性格

1. カルチュレール＝プランの構成

表 1 は、データベースを参考に³¹⁾、カルチュレール＝プランの全体構成を整理したものである。この証書集は 68 の章を含むが、先ず最初にサン＝ドニ修道院そのものに関する証書類がまとめられ、その後〈De infirmaria〉〈De cantoria〉〈De thesauraria〉など、特権内容別に章が構成されている。しかし全体の 9 割近くは、修道院の主な所領毎に、つまり地域別に証書が分類されている。ネット上に公開されているトランプリー及びルイユの章構成を見る限り³²⁾、章に収められた各証書には作成年月日が記されており、証書の内容上の関連性を重視して、公布年代順の転写が行われていない事例、あるいは内容的には他の章に入れられるべき証書が、別の章の中で転写され配置されている事例が何件か

表 1 サン＝ドニ修道院 〈Cartulaire blanc〉 の全体構成

冊	章	タイトル	内容	証書数	
1	1 章	De villa Beati Dyonisii et appendiciis	サン＝ドニ市およびその他について	337	
	2 章	De ecclesia Sancti Pauli	[サン＝ドニにある] サン＝ポール教会について	6	
	3 章	De feodis	封について	65	
	4 章	De infirmaria	施療院について	46	
	5 章	De cantoria	聖歌隊について	43	
	7 章	De thesauraria	宝物庫について	15	
	8 章	De aqua Secana	セーヌ川について	13	
	9 章	De transverso aqua	水運について	13	
	11 章	De Indicto	(サン＝ドニの) 定期市について	6	
		6、10 章、及び 12 章から 35 章まで		サン＝ドニ修道院個別所領関係証書	1,121
2		36 章から 61 章まで及び 66、67 章		サン＝ドニ修道院個別所領関係証書	768
	62 章	Pancarte Privilegia ecclesiarum	教会関係文書及び諸特権 (教皇勅書含む)	43	
	63 章	Privilegia parva	小特権 (教皇勅書含む)	75	
	64 章	De Anglia	イングランドについて	11	
	65 章	De elemosina	施設付き司祭職について	46	
	68 章	De Haubein	(ベルギー) エスパー地方について	8	

確認されるものの、原則的には証書の作成年代順に配されている。またカルチャーレール中の各証書はオリジナル証書を忠実に転写しているが、別の王のモノグラムが記されていたり、オリジナルには記されていた証書の日付が欠落しているといった誤りも確認される。³³⁾

こうした証書の配列がどのような意味を持つのかという点に関して、作成時に証書が入れていた証書箱の順序、そして個々の箱の中における証書配置に忠実にしたがっている、とする見解が現時点では優勢である。もちろんアーキビストたる修道士が自らの過去認識に基づいて意図的な選別、再配置を行ったとする可能性は残されており、今後データベースに対して統計学的分析が加えられることで新しい知見が加えられる可能性はある。ただ証書集作成の時点で、なんらかの整理原則が新たに立てられ、それに則って証書配列の再編が行われた可能性は低いとギョジョジャンナンは見ている。³⁴⁾ しかしその一方で、カルチャーレールからアンヴァンテルへと続く修道院文書の目録化が持つ意味について、オリジナル証書からの転写に際しての修正箇所、あるいは証書梗概の内容から考えて見ることは可能である。この点について、カルチャーレール=プランだけではなく『黒の旧目録』も対象に加えて次に確認してみたい。

2. カルチャーレール=プランから『黒の旧目録』 『黄の旧目録』へ

カルチャーレール=プランから12年後、今度はサン=ドニ修道院初の証書目録である『黒の旧目録』が制作される。この目録の記載形式をカルチャーレールと比較してみると、そこには以下のような特徴が見られる。まず第一に目録にあっては、同一の内容を持つ証書は、その冒頭に「同じく同様のことについて、同一の番号で… (Item de eodem sub eodem numero…)」と記される。そして先行する同内容の証書と意識的に同じ整理番号を付された結果、カルチャーレール=プランとは異なる、より大き

な区分の中であらためて番号付けが行われる事例が数多く確認される。³⁵⁾

第二に、オリジナル証書が示していた多用な証書類型が、目録への記載に際しては同内容のものに見なされ、単純化されてひとつの枠組みの中で整理されている。すなわち、カルチャーレール=プランの第1章に含まれるのは、主としてサン=ドニ修道院本体に関わる国王文書であり、そこには〈preceptum, privilegium, carta, confirmatio, tractoria, emunitas〉のような様々なタイトルを持つ証書が収められていたが、目録ではすべて「臣従 [にともなう諸特権] について (De hommagio)」と紹介されている。

第三に、目録では、証書作成者について、寄進者名、売却者名、国王名、諸侯名、教皇名を記載しているが、証書集段階では転写されていたその他の聖職者に関しては、単にその役職名(例: *episcopi Parisiensis*)のみ記されている。また国王名には渾名や世代を添え、順列を明確にしている。³⁶⁾

カルチャーレール=プランや『黒の旧目録』が作成された13世紀後半から末にかけては、『フランス大年代記』に代表されるサン=ドニ修道院の史書編纂事業が活発化する時期に一致している。修道院では、膨大な写本を所蔵する図書館においても³⁷⁾、この時期蔵書整理(写本への整理番号・分類番号の記入、蔵書票の作成)が行われていたことが指摘されている。上で挙げた3つの特徴のなかに、合目的な合理性を持っていた伝統的な証書配列を基本的には尊重しながらも、より合理的かつ効率的な形で過去を捉えようとする修道士の姿勢を見ることは可能であろうか。

14世紀初めに制作された『黄の旧目録』ではこうした特徴は一層顕著であるように思われる。目録には整理記号が採用され、ひとつひとつの証書に、箱番号、及び(参照を容易にするためと思われる)文字記号が割り当てられている。³⁸⁾ 14世紀半ば以降、新しい証書集の制作は確認されておらず、証書管理は目録とその分類

番号によって行われる。参考までに紹介しておけば、こうした傾向は16世紀の初めに制作された『1520年の目録』でも変わらないように思われる。³⁹⁾ この目録では、① サン＝ドニ修道院そのものに関わる証書類が増大したため、目録の下位区分として「創建」「免税」「裁判」「市場」「諸権利」「恩赦」「特権」などを設けている。また② <SP>は<Saint Paul>、<CL>は<Clignancourt>、<To>は<Thoury>など、文字記号の略号としての意味が明確になってきている。③ 目録の記述に初めてフランス語を使用している。⁴⁰⁾ ④ <Charlemagne>など一部を除いて、教皇名、国王名の表記に世代(「..世」)を付記することが一般的になっている。

IV むすびにかえて

『フランス大年代記』に象徴されるように、集合的記憶として世俗的國家の歴史を紡ぎ出し始めた歴史家修道士は、また同時に自らの修道院の在り方に関わる記録の管理にも携わっていた。⁴¹⁾ 13世紀後半以降のサン＝ドニ修道院において、膨大な証書群は当初はカルチュレールの形で、また後にはアンヴァンテルの形で分類・管理されていた。それは、不確かであいまいで、それゆえ多様であった人々の記憶を効率的なかたちで定型化していくことになる。彼等は現代のアーキビストにも通じる鋭敏な分析能力を発揮していたが、他方で彼等とは異なり、管理者にして利用者であるという点において、記録管理の公平性・公開性に関しては大きな矛盾を抱えていたといえよう。⁴²⁾

もともと、修道院の政治的社会的影響力が絶対主義期に向けて次第に低下していくなかで、歴史もまた、閉じられた空間に籠もる教会歴史家の独占物ではなくなり、俗人歴史家(大学人、法律家、地方名望家など)が新しい「記録と記憶」を求めて彷徨い始めることになる。⁴³⁾ しかし、こうした新しい歴史家たちが手に入れた「記録と記憶」は、近代國家形成期に整備された文

書館のなかに収められることで、再び閉じられてしまったように思われる。

今回紹介したフランス国立古文書学校の試みは、この閉じられた「記憶と記憶」を、あらためて開放しようとするものであり、同様のプロジェクトが現在各国で精力的に進められている。歴史情報のデジタル化は、史料テキストを核とする歴史データの流通過程を飛躍的に効率化し、またその結果、これまでどちらかといえば徒弟制的教育研究環境のなかで成果を蓄積してきた史料学が、開かれたネットワークでの協同と分業を経験することで、より豊かに発展していく可能性も生まれてくる。

しかし他方で、インターネット上に公開されている膨大な量の歴史情報データベースへのアクセスが、常時接続環境と高速検索システムの普及により、国籍や立場の違いを問わず全ての人にとって容易であるとするれば、それはこれまで個と共同体を成り立たせてきた伝統的で歴史的な「記憶」の意味を低下させかねない。そうなれば、集合的記憶そのもの、あるいはそれを通じた共同性の再生産といったものを課題として常に抱えてきた歴史学も、深い再検討を迫られることになるだろう。歴史研究に携わる人々が、アカデミズムとジャーナリズムとの様々な対立を超え、かつての俗人歴史家たちと同様に、新しいアイデンティティの構築に向けてインターネットの中を彷徨い歩くといった光景も決して不思議ではないように思われる。

本稿を、今年度で教育学部を御退職される島岡光一教授に献呈いたします。

註

- 1) <http://gallica.bnf.fr/> そのうち歴史分野に分類されているものは13130点で、そのなかには参考図書853点、史料5511点(古代250点、中世871点、近代3700点、現代343点)、研究文献3306点、雑誌72点が含まれている。

- 2) <http://www.enluminures.culture.fr/> 他方で IRHT は、教育省とも協力して、同省管轄下の国立図書館 Bibliothèque Mazarine 及び Bibliothèque Sainte-Geneviève 所蔵の中世装飾写本に関して、〈Liber Floridus〉 [<http://liberfloridus.cines.fr/>] と呼ばれる画像データベースプロジェクトを立ち上げてる。
- 3) ナント大学の電子テキスト刊行センター (CETE: Centre d'Édition de Textes Electroniques) のサイトでは [<http://palissy.humana.univ-nantes.fr/CETE/CETE.html>]、クレティアン・ド・トロワ『荷車の騎士』の8点の写本に関して、その全文が電子テキスト化され公開されている。またナンシー第二大学では『自然の鑑』、『歴史の鑑』、『諸学の鑑』からなるヴァンサン・ド・ボーヴェ『知識宝鑑』写本の電子テキスト化プロジェクトが進行中である。 [<http://atilf.atilf.fr/bichard/>]
- 4) 古文書学校の学生達が実質的な中心となって進めているこの4つのプロジェクトは、作業を通じて学生が古文書学の素養を身につけることを当面の目的としているが、そういった教育的な効果を超えて、研究の効率化、研究手法の革新も期待されている。4プロジェクトの概要は以下の通り。① フランス中世古文書学に関する基本文献目録の作成、② 中世フランス古文書学関連文献の総合目録データベース〈BÉDE (Bibliothèque des études diplomatiques et éditions de sources documentaires, Moyen Âge français)〉の構築、③ 古文書学校所有の文書史料デジタル化と Web 上での公開 (<http://theleme.enc.sorbonne.fr/dossiers/index.php>) ④ サン＝ドニ修道院証書集〈Cartulaire blanc〉の電子テキスト化と Web 上での公開。このプロジェクトの内容については、Olivier Guyotjeannin, Le projet d'édition électronique du Cartulaire blanc de l'abbaye de Saint-Denis et les projets électroniques de l'Ecole nationale des Chartes, *Le Médiéviste et l'ordinateur*, 42, 2003 [http://lemo.irht.cnrs.fr/42/mo42_12.htm] (以下 Olivier Guyotjeannin, Le projet d'édition と略記。)
- 5) 岡崎敦「フランスにおける中世古文書学の現在——カルチュレール研究集会(1991年12月5-7日、於パリ)に出席して——」『史学雑誌』第102巻1号、89-110頁。松尾佳代子「カルチュレールを読む——十二世紀初におけるサン・メクサン修道院とリュージュニャン城主——」『史林』115-137頁。
- 6) Commission internationale de Diplomatie, Vocabulaire internationale de la Diplomatie, *Diplomatique et Sigillographica*, Saragosse, 1984, p. 122. 訳は岡崎、前掲論文、89頁を参考にした。
- 7) サン＝ドニの修道士たちの手になる伝記や王国年代記としてはシュジェール著『ルイ6世伝』『ルイ7世伝』、プリマ編著『フランス大年代記』、ギョーム＝ド＝ナンジ著『サン＝ルイ伝』、リシャル＝レスコ編著『フランス大年代記(改訂版)』などが良く知られている。Gabrielle Spiegel, *The Chronicle Tradition of Saint-Denis: A Survey*, Brookline, Mass. and Leyden, 1978.
- 8) Olivier Guyotjeannin, La science des archives à Saint-Denis, fin du XIIIe -début du XVIe siècle, *Saint-Denis et la royauté, études offertes à Bernard Guenée*, Paris, 1999 (以下、Olivier Guyotjeannin, La science des archives と略記), p. 340.
- 9) Paul Bertrand, La base de données 《Cartulaires》 de la section de diplomatique de l'Institut de recherche et d'histoire des textes(Orléans) et l'entreprise du Répertoire des Cartulaires français, Katharine Keats-Rohan (ed.), *Resourcing sources*, Oxford, 2002, pp. 145-152.
- 10) Arch, nat. LL. 1156.
- 11) その構成は以下の通り。フォリオ1から66まで: 皇帝コンスタンティヌスから国王ルイ7世までの勅書(-1146)。フォリオ66から68vまで: 修道院長シュジェールの遺言状(1137)。フォリオ68vから80vまで: 教皇ザカリウスからエウゲニウス3世までの教皇勅書(-1148)。フォリオ80v以降: 修道院への所領寄進に関する証書。
- 12) Arch, nat. LL. 1174

- 13) サン＝ドニ修道院のカルチュレールについて概観的分析を加えたものとして、Rolf Grosse, *Remarques sur les cartulaires de Saint-Denis aux XIII^e et XIV^e siècles*, Olivier Guyotjeannin, Laurent Morelle et Michel Parisse (reunis), *Les Cartulaires : actes de la table ronde organisée par l'Ecole nationale des chartes et le G.D.R. 121 du C.N.R.S. (Paris, 5-7 décembre 1991)*, Paris, 1993, pp. 279-288.
- 14) Arch.nat.LL.1157-1158.
- 15) <Abbatiam etiam suam, quam in rebus et facultatibus inopem et quasi consumptam inventi, ... suis temporibus locupletem reddidit, et multum in redditibus augmentavit.> Hercule Géraud (éd.), *Chronique latine de Guilaume de Nangis de 1113 à 1300 avec les continuations de cette chronique de 1300 à 1368*, t. 1, Paris, 1843, p. 269 ; Rolf Grosse, *op. cit.*, p. 285.
- 16) Arch. nat. LL. 1159.
- 17) その他 13 世紀から 14 世紀にかけてサン＝ドニ修道院で別途制作されたカルチュレールとして以下 16 点を挙げる事が出来る。① Cartulaire de la chantrerie ② Cartulaire du grand prieur ③ Cartulaire de la fondation de Charles V ④ Cartulaires de l'aumônier ⑤ Cartulaire de Rueil ⑥ Cartulaire de Beaurain ⑦ Cartulaire de Trappes ⑧ Cartulaire de Dampierre ⑨ Cartulaire de Chevreuse ⑩ Cartulaire de Ully-Saint-Georges ⑪ Cartulaire de Moyvillers ⑫ Cartulaire de Saint-Martin-du-Tertre ⑬ Cartulaire de Mours ⑭ Cartulaire de Franconville ⑮ Cartulaire de Montmorency ⑯ Cartulaire de la Chambrerie et de l'Aumônerie [以上 Arch. nat. LL. 1163 から 1176 まで]
- 18) Arch. nat. LL. 1184.
- 19) Arch. nat. LL. 1186.
- 20) Arch. nat. LL. 1185.
- 21) Arch. nat. LL. 1187.
- 22) Arch. nat. LL. 1189.
- 23) Olivier Guyotjeannin, *Le projet d'édition*.
- 24) http://base3.nijl.ac.jp/Rcgi-bin/hon_home.cgi また歴史情報に関しては、正倉院文書のデータベース化を XML を用いて行った例が知られている。データベース構築の過程とその意義を紹介したものとして、後藤真・柴山守「正倉院文書復原過程の XMLIXSLr による記述」『情報知識学会誌』Vol. 11、No. 4、2002 年、2-16 頁；後藤真・柴山守「正倉院文書の情報化と復原」『正倉院文書研究』9 号、2003 年、130-149 頁。
- 25) 「ダブリンコア」とは、インターネット上の情報資源を組織化する際に必要とされる基本的な要素のことである。その名称のもとになった国際会議については次を参照。<http://purl.oclc.org/dc/> またそこで提案されている 15 の要素については以下を参照。Dublin Core Metadata Element Set, Version 1.1 [<http://dublincore.org/documents/dces/>]. ダブリンコア・メタデータを用いて、研究機関や個々のデータベースの違いを超えた研究資源共有化システムの構築を目指す我が国での試みとして、原正一郎・芝山守・安永尚志「メタデータによるデータベースの機関間連携の実現—人文科学データ共有のための標準化—」
- 26) Apache (アパッチ) は、Web サーバーに利用されているプログラムの約 70% を占め、最大のシェアを誇っている。Apache については <http://www.apache.or.jp/> を参照。PHP (ピーエイチピー) 言語と MySQL (マイエスキューエル) を組み合わせたデータベースシステムは、コストや構築の容易さなどの点から優れているとされ、国際的に広く普及している。PHP については <http://www.php.gr.jp/>、MySQL については <http://www.softagency.co.jp/MySQL/> をそれぞれ参照。
- 27) DTD-TEI 形式でのデータ化に関しては Gautier Poupeau, *Réflexions sur l'utilisation de la TEI pour coder les sources diplomatiques à partir de l'exemple du Cartulaire blanc de l'abbaye de Saint-Denis, Le Médiéviste et l'ordinateur*, 43, 2004 [<http://lemo.irht.cnrs.fr/43/43-12.htm>].
- 28) Olivier Guyotjeannin, *Le projet d'édition*.
- 29) Olivier Guyotjeannin, *Le projet d'édition*.

- 30) 前掲の Olivier Guyotjeannin, *La science des archives* は、カルチュレールとアンヴァンテルを対象にサン＝ドニの修道士たちの記録管理について分析した先駆的業績である。
- 31) <http://elec.enc.sorbonne.fr/cartulaireblanc/introgenerale4/>
- 32) <http://elec.enc.sorbonne.fr/cartulaireblanc/tremblay/table/> ; <http://elec.enc.sorbonne.fr/cartulaireblanc/tremblay/table/>
- 33) 所領 Lendit に関する章の証書 5 番、および Tremblay に関する章の証書 1 番など。
- 34) Olivier Guyotjeannin, *La science des archives*, p.343.
- 35) <De territorio de Jante> の XVII 番 (Cartulaire) が XIX 番 (Inventaire) に、<De majore de Sorbais> の IX 番 (Cartulaire) が XI 番 (Inventaire) に、<De decima de Sorbais> の VI 番 (Cartulaire) が VII 番 (Inventaire) になど。
- 36) 参考までに主な国王の表記を以下に表で示すが、目録におけるこの表記法は『フランス大年代記』と共通する部分が多い。

表 国王表記の比較

Inventaire 中の表記	Cartilaire の表記	参 考
Dagobertus	同じ	ダゴベルト 1 世
Ludovius filius Dagoberti	Hlusovius	ルイ
Pippinus rex	同じ	ピピン
Karolus Magnus	Karolus Imperator	シャルルマーニュ
Karlomannus frater Karoli Magni	Karlomannus Imperator	カルロマン
Lusovicus imperator,	同じ	ルイ敬虔帝
Karolus Calvus	Karolus rex	シャルル禿頭王
Robertus rex	同じ	ロベール
Philippus primus	同じ	フィリップ 1 世
Ludovicus Grossus	Ludovicus senior	ルイ 6 世
Lusovicus Junior, Ludovicus pater Philippi secundi	同じ	ルイ 7 世
Philippus secundus	同じ	フィリップ 2 世
Ludovicus pater sancte memorie Ludovici		ルイ 8 世
Ludovicus sancte memorie	同じ	ルイ 9 世
Philippus tercius	同じ	フィリップ 3 世
Philippus quartus		フィリップ 4 世

- 37) 15 世紀半ばにおけるサン＝ドニ修道院の所蔵写本数は 1,600 部と言われている。この数はクレルヴォー (1472 年時点で 1,600 部)、シトー (1482 年時点で 1,200 部)、モンテ・カッシーノ (1461 年時点で 1,105 部) に匹敵するものであった。しかし 16 世紀末以降、大半の蔵書は散逸してしまった。サン＝ドニ修道院所蔵写本を分析したものとして、註 26 で紹介した Donatella Nebbiai-Dalla Guarda の著作がある。Donatella Nebbiai-Dalla Guarda, *La bibliotheque de l'abbaye de Saint-Denis en france : du IXe au XVIIIe siècle*, Paris, 1985.
- 38) 例えば <De octavo scrinio Sancti Dyonisii (サン＝ドニの第 8 の箱に)> など。また、証書集の 23 章、修道院所領 Beaurain に関する証書のうち、第 1 の箱に収められた 28 通の証書には、最初から順番に、以下のような記号が記されている。
<A, B, C, GD+, E, F, +G+, H... K, I, K, L, M, N, R, OF, T... V, X, Z, Y+, ... +9, ++. D+... FK+, Z+G, Q... X, +++ , MVP, R+L, +... T+E> Olivier Guyotjeannin, *La science des archives*, p. 349.
- 39) Olivier Guyotjeannin, *La science des archives*, pp. 350-51.
- 40) 例えば <Lettre du roy> 「国王書簡」、<Lettre du pape> 「教皇書簡」、<Arrest> 「判決」など。
- 41) とともにサン＝ドニ修道院から産み出された、歴史叙述としての『サン＝ドニ年代記』と、法文書としての『証書集』のそれぞれに現れる過去認識の構造を比較する試みがすでに古文書学校教授の Pascale BOURGAIN によって始められている。
- 42) 1996 年に開催された第 13 回国際公文書館会議 (International Council on Archives) で発表された「アーキビストの倫理綱領」では、現代のアーキビストに求められるものとして以下の要素を挙げている。① 資料の現状維持、② 資料の評価、選別、維持管理、③ 資料の保護、④ 資料の継続的利用、⑤ 資料に対する行動の記録、⑥ 資料利用者への公平性、⑦ 公開性とプライバシーの両立、⑧ 資料の私的利用の禁止、⑨ 文書館学に関する専門

的知識、⑩ 同僚および関連領域の専門家との協力。

- 43) 鶴島博和「『歴史』の誕生——エドワード・デリング卿の知的ネットワークと『歴史学』c. 1620-c. 1644——」高田実・鶴島博和編著『歴史の誕生とアイデンティティ』日本経済評論

社、2005年、5頁。

(2005年 9月30日提出)

(2005年10月14日受理)